

要望書について (回答)

- 提出者：高城地区自治公民館協議会
- 受付日：令和8年4月13日
- 回答日：令和8年5月19日

1 高城地区：地区内道路の白線引き直しについて

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

区画線の引き直しについて、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

2 高城地区：地区内市道道路脇の笹竹、倒壊の恐れのある木の処理について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度の市道除草業務、枯損木伐採業務において対応する予定です。

3 大立・横手：県道上大立大栄線（横手～大立）への歩道設置について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

歩道設置について、昨年度、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「令和8年度は、引き続き岡橋の歩道橋工事を予定しています。」と回答でした。引き続き県に要望します。

4 上米積東：市道暗渠のコンクリート劣化対応について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

修繕予定箇所に組み入れて実施時期を検討します。

5 上米積東：河床の草木除去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

草木の繁茂の状況を見ながら除去を実施します。

6 今在家：県道上大立大栄線法面（板橋堤土手）の改修計画について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

法面修繕について、昨年度、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「道路管理上は支障のない状況です。」との回答でした。引き続き県に要望しますが、ため池管理者への対応依頼についても検討をお願いします。

7 今在家：市道今在家中央線の落石崩壊対応について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

石積みの大規模改修については困難ですが、修繕予定箇所に組み入れ、実施時期を引き続き検討します。

8 今在家：災害防止及び板橋堤の維持管理について

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

当該ため池は、決壊した場合に人的被害が懸念されるため池（防災重点農業用ため池）ではないことと、ため池浚渫は、汚泥処理など多額の費用を要するなど、考えられる現実的な対象事業がなく、実施に当たっては、県及び地元との協議をふまえ、どのような取り組みが可能か検討したいと考えています。

なお、事業にかかる地元負担についてですが、農業農村整備事業（災害復旧事業を含む）は、他の公共事業と異なり農家（受益者）の申請及び同意に基づいて行われる事業であり、その事業費には受益者の一定の負担が伴うことをご理解いただきますようお願いいたします。

9 今在家：今在家地内の生活用道路の修繕について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該路線については私道であり、市が直接修繕することはできませんので、地元主体で実施していただくようお願いします。

10 服 部：国府川榎実口橋下流護岸の嵩上げについて

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「必要性、緊急性を精査して今後の対応を検討します。」との回答でした。引き続き県に要望します。

11 服 部：国府川かげ橋上流の河川土砂除去・護岸修繕整備について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

河川土砂撤去については、昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「かげ橋下流の河床掘削を実施しました。引き続き土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要であれば実施します。」との回答でした。引き続き県に要望します。

護岸修繕については、昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「令和5年度に修繕が完了しています。」との回答でした。

12 服 部：国府川油堰周辺の堤防修繕・河川内の竹と土砂の除去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「今後、修繕を検討します。」との回答でした。引き続き県に要望します。

13 服 部：市道服部上条線の路肩及び崖石垣等の保護対策または崖の盛り土について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

今年度、測量設計業務を発注し、具体的な対策工法の検討を行います。

14 服 部：市道服部上条線・牛王野農面道路法面(土砂災害警戒区域内)の立木・竹処理について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

繁茂の状況を見ながら、通行の支障となる立木・竹の伐採を実施します。

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

市内の農道で、同様の要望を多く頂いており、通行支障となる箇所をみつつ、緊急性等を整理し予算状況を見ながら継続的に実施します。

15 桜：国府川河川敷の除草について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「令和3年度河川伐開を実施しました。引き続き繁茂状況を見ながら、河川管理上必要であれば実施を検討します。」との回答でした。引き続き県に要望します。

16 桜：桜地内(墓地前)の主要地方道倉吉赤碕中山線の交通安全対策について

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

安全対策について、鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

17 横 手：志村川沿いの竹の伐採除去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

竹の伐採除去について、河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

18 横 手：志村川への放水路の補修整備工事について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

修繕予定箇所に組み入れ、実施時期を検討します。

19 福 積：福積橋の修繕について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該橋は5年に1回の定期点検を令和7年度に実施し、橋梁としての機能に支障が生じていない結果でした。今後も引き続き定期点検を実施して維持管理をします。

20 福 積：志村川の河川改修（河川敷及び堤防の竹林伐採）①について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「令和3年度、4年度は、一部区間において河床掘削を実施しました。引き続き、土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答を受けています。引き続き県に要望します。

21 福 積：志村川の河川改修（河道閉塞域の排除）②について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「令和3年度、4年度は、一部区間において河床掘削を実施しました。引き続き、土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答を受けています。引き続き県に要望します。